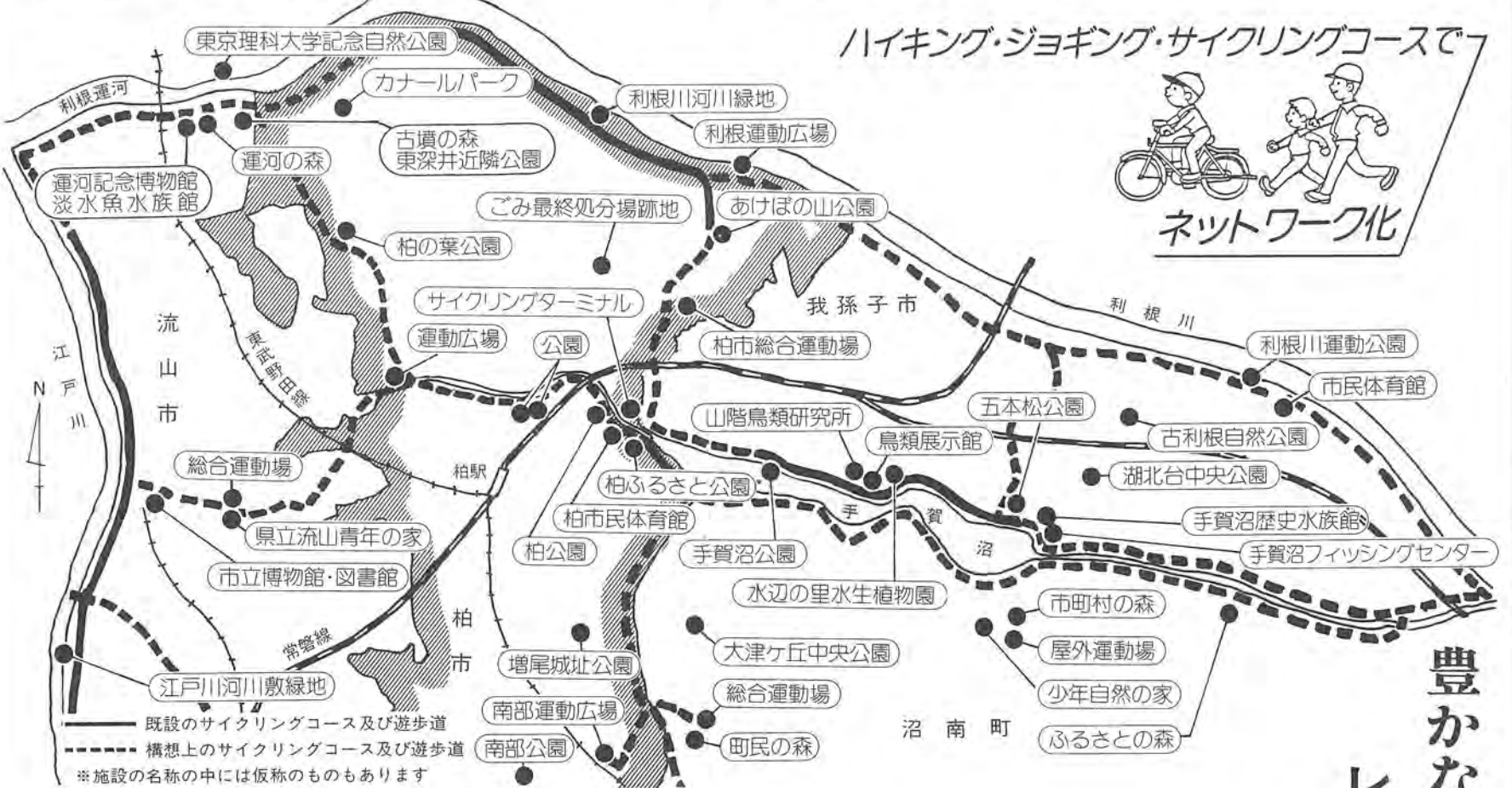


わたしたちは、豊かな緑と水をまもり、潤いのある住みよい柏をつくるためにこの憲章を定めます。

1. たがいに話し合って、心のがやう明るい柏をつくりましょう
1. 老人を敬い子どもを愛する、あたたかい柏をつくりましょう
1. 環境をととのえ、安全できれいなまち・柏をつくりましょう
1. 教育を重んじ、健康で、文化の薫り高い柏をつくりましょう
1. 国際理解を深め、平和な柏をつくりましょう

広域レクリエーション構想

東葛地区に一大レク・ゾーンを



柏市、流山市、我孫子市、沼南町の三市一町にまたがる東葛中部地区は、利根川、江戸川、利根運河及び手賀沼の水辺や、森林など豊かな自然に恵まれています。また、同地区では北千葉導水事業による導水路上の利用をはじめ、柏通信所跡地の柏の葉公園、利根運河を中心とした土地利用構想、さらに手賀沼周辺の自然・文化遺産などを生かした「あゆみの郷(さと)」構想など、レクリエーション活動のためのプロジェクトが整いつつあります。

そこで、レクリエーション施設を拠点に豊かな自然を生かしながら、広域的なレクリエーション空間を有効に利用しようというものが、東葛中部地区広域レクリエーション構想です。この構想は、同地区の市町で構成する東葛中部地区総合開発協議会で、それぞれの構想を持ち寄り、同地区全域にわたる総合的プランとして策定されたもの。

このように自然と一体となったレクリエーション活動の場を提供することに、地域の皆さんの健全なレクリエーション活動の促進と、緑地保護・水質浄化など自然環境の保全に対する関心を深めてもらうというものです。さらに、この構想の特徴は、自然を生かしたサイクリングコース(大規模自転車道)によって、散在している公園や運動施設が結ばれ、スポーツ・レクリエーションのネットワーク化が図られることです。サイクリングコースは、既設されて

柏市周辺には、まだまだ豊かな自然が残されています。また、柏の葉公園をはじめレクリエーション施設のプロジェクがめぐる押し、こうした自然とプロジェクトを、将来広い範囲にわたって有効に利用しようという、東葛中部地区広域レクリエーション構想があります。今号では、どのような構想なのかその概要を紹介いたします。

豊かな自然を生かして レクリエーションを促進

広がるスポーツの輪

柏市スポーツ少年団本部長
月岡政雄さん



仕事の傍ら休日には、子どもたちにレクリエーション・スポーツの指導をしています。が、もっと多くの人たちが、生活の中にスポーツを取り入れてくれればいいのに、いつも思っています。

この広域レクリエーション構想が実現したら、すばらしいでしょうね。一人ひとりが好きなスポーツ種目を自由に選び、さらに組み合わせることもできるわけですから、おもしろさも増して、スポーツの輪が広がることでしょう。

インタビュー

には、大都市に近いという地の利を生かして、日帰り観光レクリエーションを展開し、地域経済の活性化を図ります。

また、この構想の拠点となる市内のレクリエーション施設は、柏通信所跡地の「柏の葉公園」、市民体育館周辺の広場を中心とした「柏ふるさと公園」、及び利根運河の景観を配した「カナルパーク(仮称)」など。また、北千葉導水路上はサイクリングコースを含めた緑道として利用されるほか、大堀川流域に運動広場と公園、手賀沼西岸にサイクリングターミナル、利根川河川緑地などの設置や、ごみ最終処分場跡地の利用が検討されています。

このほか、流山市、我孫子市、沼南町にもさまざまなプロジェクトがあり、柏市内のレクリエーション施設ともサイクリングコースで結ばれます。一方、県でも「ふるさと千葉五カ年計画(昭和六十六年～六十五年度)」の骨子案の中に、手賀沼周辺広域スポーツ・レクリエーション施設の一つとして、大規模自転車道の整備も盛り込んでいます。

この構想が実現されれば、東葛地区に身近な一大レクリエーションゾーンができることになり、市民待望の憩いの場になるものと期待されています。

短期給付は障害と遺族

61年4月から年金改正

私たちの生活になくてはならない年金制度。この制度が昭和六十一年四月一日から改正されます。前号では、老齢基礎年金について紹介しましたが、今号では、現在の障害年金や母子年金などの短期給付が再編成され、障害基礎年金と遺族基礎年金になることから、この年金の内容と国民年金の独自給付についてお知らせします。

障害基礎年金は75万円

障害基礎年金は、病気やケガが原因で法律で定められた障害の状態になったときに受給できる年金です。

受給するためには、初めて医師の診察を受けた日(初診日)の前加入期間の三分の二以上保険料を納付していることが必要です。

なお、昭和七十一年四月一日前には、初診日のある障害については、

年金を受給中のかたも障害基礎年金を受給できるようにします。この場合も受給者の所得による制限は残りますが、扶養義務者の所得による制限は廃止されます。

なお、障害基礎年金から障害基礎年金への移行手続きについては、後日、該当するかたに文書で通知します。

【受けられる額は】

障害基礎年金の額は、一級が月額七十五万円(月額六万二千五百円)、二級が月額六十万円(月額五万円)です。また、受給者に十八歳未満の子や、二十歳未満の子があれば、別表1のとおり「子の加算」があります。

■別表1 子の加算額

加算対象の子	加算額
第1子・第2子(1人につき)	各180,000円(月額15,000円)
その他の子(1人につき)	各60,000円(月額5,000円)

■別表2 妻のうける遺族基礎年金額 (昭和59年度価格)

区分	基本額	子の加算	合計
子が1人いる妻	600,000円	180,000円	780,000円(月額65,000円)
子が2人いる妻	600,000円	360,000円	960,000円(月額80,000円)
子が3人いる妻	600,000円	360,000円+60,000円	1,020,000円(月額85,000円)

*子が4人以上いる妻の場合は、子が3人いる妻の額に子1人につき60,000円(月額5,000円)を加算します

■別表3 子のうける遺族基礎年金額 (昭和59年度価格)

区分	基本額	加算	合計	1人当たりの額
1人のとき	600,000円	—	600,000円	600,000円(月額50,000円)
2人のとき	600,000円	180,000円	780,000円	390,000円(月額32,500円)
3人のとき	600,000円	180,000円+60,000円	840,000円	280,000円(月額23,333円)

*4人以上のときは、3人のときの額に子1人につき60,000円(月額5,000円)を加算します

遺族基礎年金に再編成

現在の母子年金、準母子年金、遺族年金は、遺族基礎年金に再編成されます。遺族基礎年金は、加入者が死亡したとき、その人によって生計を維持していたかたが受給できます。

現在の子や二十歳未満で一・二級の障害の子が生計が同一の妻

①十八歳未満の子または二十歳未満で一・二級の障害の子

②十八歳未満の子または二十歳未満で一・二級の障害の子

ただし②の場合に、妻が遺族基礎年金を受給している場合は支給が停止されます。

1号被保険者の独自給付

現在国民年金制度にある付加年金、寡婦年金、死亡一時金は、改正後も存続します。

●付加年金
付加年金は、加入者の希望で、付加保険料(月額四百円)を納めるとにより、老齢年金に上乗せして受給できるもの。改正後は、第1号被保険者だけに適用され、現在付加保険料を納めているサラリーマンの奥さんなどは、納められなくなります。ただし、昭和六十一年三月までに納めた保険料

死亡一時金は、第1号被保険者として保険料を三年以上納めていたかたが、老齢基礎年金や障害基礎年金のどちらかを受け取らずに死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に受給できるものです。

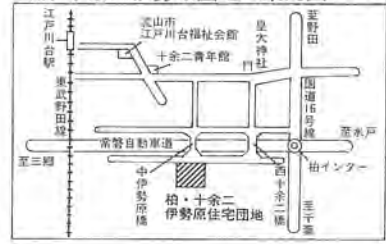
死亡一時金の額は、保険料を納めた期間に応じて、別表4のとおり十万円から二十万円です。

○問い合わせ 国民年金課へ。

28日からパンフレット配布

柏・十余二伊勢原住宅団地

■柏・十余二伊勢原団地の案内図



たは、十月二十八日から案内パンフレットを柏市都市開発公社(市役所隣)と現地案内所で無料配布します。また、パンフレットの内容と現地を「覧」になり、同公社が現地案内所へ直接申し込んでください。

○所在地 柏市十余二伊勢原一四一〇九ほか ○一画画当たりの面積 百七十五・四七平方メートル

(約五十三坪) から三百二十四・二七平方(約九十八坪)まで

○一画画当たりの価格 一千四百九十三万円台から二千四百三十二万円まで ○交通 東武野田線江川台駅から徒歩二十五分 ○申し込み方法 所定の申込書に必要事項を記入して、十一月九日から同十七日まで毎日、午前9時から午後4時半(土曜日、日曜日可)まで同公社が現地案内所に直接提出してください。○公開抽選 一画画に二世帯以上の申し込みがある場合は、十一月二十一日午前10時から同公社二階会議室で公開抽選を行います。○同公社では、酒井根長作団地(四区画)、光ヶ丘ひがし台住宅団地(十区画)、南増尾まきは住宅団地(二十九区画)の分譲申し込みも受け付けます。

○問い合わせ 詳しくは、柏市都市開発公社窓64-141-1へ。

保育園児の入園申請

11月5日から各保育園で

来年四月に入園する保育園児の入園申請の受け付けを開始します。申し込みは、申請用紙を提出する期間内に希望する市内各保育園(別表)で申請用紙を受け取り、その時に指定する受け付け日に提出して下さい。また、現在入園中の児童、待機しているかた、年度途中で申し込みされたかたも新たに手続きをしてください。

●申請書交付期間 11月5日(火)から同7日(木)までの午前10時から午後3時(正午・午後1時は除く)

●入園の基準 ①母親が専業主婦で仕事をしている場合 ②母親が専業主婦以外の仕事のため、親が専業主婦以外の仕事のため、

■保育園別の入園案内 (保育年齢は昭和61年4月1日現在の満年齢)

保育園名	所在地	電話番号	保育年齢	定員(人)
桜台保育園	桜台9-6	67-5924	3歳6ヶ月~5歳	200
若葉保育園	若葉町4-36	67-7655	1歳~5歳	190
あけぼの保育園	あけぼの3-4-18	43-7654	1歳~5歳	100
富勢保育園	布施834-1	31-0012	1歳~5歳	150
東中新宿保育園	東中新宿4-5-24	73-9087	3歳6ヶ月~5歳	120
豊四季保育園	豊四季2-1-120	45-3414	3歳~5歳	160
増尾保育園	増尾1,895-2	72-1347	1歳~5歳	100
豊住保育園	豊住3-1-43	74-7197	3歳6ヶ月~5歳	120
土南部保育園	逆井1,305-2	73-7811	1歳~5歳	100
豊四季乳児保育園	かやの町2-26	44-7506	1歳6ヶ月~2歳	100
西原保育園	十余二68-108	54-7964	1歳~5歳	100
豊町保育園	豊四季698-28	74-8484	3歳6ヶ月~5歳	200
富士見保育園	豊四季126-2	45-1721	1歳~5歳	60
酒井根保育園	酒井根29-6	73-1647	3歳6ヶ月~5歳	200
名戸ヶ谷保育園	名戸ヶ谷683-1	64-8783	1歳~5歳	100
田中保育園	正連寺100	33-3731	1歳~5歳	60
旭町保育園	旭町5-3-25	43-8240	3歳6ヶ月~5歳	120
東町保育園	東2-1-27	64-5967	3歳6ヶ月~5歳	120
しこだ保育園	録籠田1,275-5	43-8882	3歳6ヶ月~5歳	120
高野台保育園	根戸416-67	33-6460	3歳6ヶ月~5歳	120
松葉保育園	松葉町4-11	32-3200	3歳6ヶ月~5歳	150
ひかり隣保館保育園	十余二174	31-4420	1歳~5歳	100
おお田保育園	大青田1,509-2	31-2795	3歳6ヶ月~5歳	60

※ 豊四季乳児保育園では、昭和61年4月1日の入園に限り、生後5ヶ月から入園申請を受け付けます

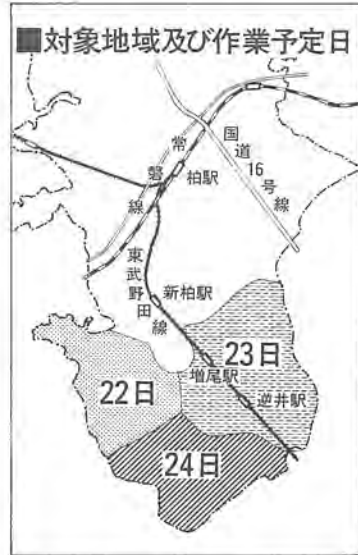
水の水くみ置きをお願い

南部地域で水道本管清掃

水の水くみ置きをお願い

水の水くみ置きをお願い

水の水くみ置きをお願い



死亡一時金は、第1号被保険者として保険料を三年以上納めていたかたが、老齢基礎年金や障害基礎年金のどちらかを受け取らずに死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に受給できるものです。

死亡一時金の額は、保険料を納めた期間に応じて、別表4のとおり十万円から二十万円です。

○問い合わせ 国民年金課へ。

午後五時まで、南部地域で水道本管の清掃作業を行います。

作業に伴い一時的に濁り水(赤水)が発生する恐れがあります。対象地域にあたる家庭では、あらかじめ水の水くみ置きをお願いいたします。また、受水槽を設置されているかたは、流入管のバルブを閉めるなどご協力ください。

●作業予定日と対象地域

▽22日(火) 中新宿一・二丁目、東山一・二丁目、西山一・二丁目、光ヶ丘、光ヶ丘二・光ヶ丘三丁目各全域、酒井根、中原、光ヶ丘一丁目、東中新宿一・二丁目各一部地域

▽23日(水) 増尾と藤心の全域、酒井根、中原、逆井の各一部地域

▽24日(木) 南増尾の全域、酒井根、逆井の各一部地域

○問い合わせ 水道部配水課窓66-1191へ。

■手賀沼シンポジウムの発表と討論内容

第一部	1. 「ウォークラリー手賀沼」実施報告	柏青年会議所 柴田 和茂さん
事例発表	2. 「ふるさと手賀沼探検」の参加者による体験発表	柏三小4年 岩田三重子さん 柏八小4年 志村 拓和さん 柏三小4年 矢口 佐和さん 中原小6年 高山 美和さん 柏八小6年 高瀬 大和さん 光ヶ丘小4年 松本 和己さん 中原小6年 磯 明子さん
	3. 手賀沼における底泥層の様子と性状について	芝浦工業大学柏高校卒業生 安藤 欣隆さん
討論発表	4. 油を捨てない上手な使い方(柏生活クラブの「油を使い切る運動」)	柏生活クラブ会長 加藤恵美子さん
	5. 手賀沼汚染を見て(家庭の主婦からみた手賀沼の汚染と浄化について提言)	主婦(増尾在住) 影山 道子さん
第二部 討論会と全体会議	6. 地域ぐるみの「緑と水を守り育てる運動」(高田近隣センター運営協議会の環境美化運動の実践報告)	高田近隣センター運営協議会 環境部長 荒川 正男さん
	テーマ「家庭でできる浄化対策をいかにすすめるか」	討論参加者 国立公害研究所陸水環境研究室長 理学博士 須藤 隆一さん 埼玉県草加市企画財政部長 早見 静雄さん 主婦 秋山 敬枝さん 会社員 松丸 美智代さん 会社員(柏市環境部長) 関口 福司

水質浄化を学びませんか

26日 手賀沼シンポジウム

手賀沼の水が汚れている要因の約七五割は家庭からの排水にあるといわれています。市では、家庭でできる浄化対策をさらに進めるため、「手賀沼シンポジウム」を開きます。

手賀沼の水が汚れている要因の約七五割は家庭からの排水にあるといわれています。市では、家庭でできる浄化対策をさらに進めるため、「手賀沼シンポジウム」を開きます。

行われるもので、どなたでも参加できます。内容は別表のとおりですが、第一部は、市民のかたによる事例発表、第二部は「家庭でできる浄化対策をいかにすすめるか」をテーマにして、参加者全員による討論会と全体会議を行います。

同シンポジウムは、今回初めて開催されます。

手賀沼の汚れた現状と家庭でできる水質浄化の方法を学び、皆さんと話し合ってみませんか。なお、会場入り口では、手賀沼写真展を開催したり、先着二百人のかたには「手賀沼シンポジウム」参加記念バッジを差し上げます。

一緒に仲間づくりを

演劇教室を開きます

現代演劇の基礎的な知識と技能を体系的に、継続して学ぶ演劇教室を開きます。あなたも一緒に仲間づくりをしませんか。

○とき 10月31日から来年2月27日までの毎週木曜日午後6時半(同8時半(計十五回)) ○ところ 教育福祉会館の五階音楽室

○内容 演劇論、劇づくりの実践など ○講師 劇団「彩」代表・梅田宏氏、日本大学芸術学部講師・原一平氏 ○対象 原則として十六歳から三十歳までの市内在住、在勤の青年男女、先着三十人

○受講料 無料 ○申し込みと問い合わせ 10月22日(火)午前9時から、中央公民館電話64-1181へ電話が直接。

15番目のふるさとセンター

南江戸川台町会に完成



このほど、十余二の南江戸川台「帯」に南江戸川台ふるさとセンター町会(千田諒町会長・百七十三世)が完成し(写真)、十月六日に落成式が行われました。

このセンターは、健康的な街づくりと、地域の親睦を深めるための交流の場として、市のふるさとセンター整備事業の補助を受けて建設されたものです。床面積約九十九平方メートル、二階建てで、間取りは、一階が和室、二階が板間の二つになっています。

千田町会長は「ふるさとセンターは、町会の皆さんの長年の悲願でした。これからは、老人会や各種行事におおいに利用します」と話してくれました。

これで、ふるさとセンターは、市内に十五館となり、「ふるさと運動」の拠点がさらに二つ増えたことになりました。

皆さんの参加をお待ちしています。

○とき 10月26日(土)午後1時~同4時 ○ところ 教育福祉会館五階講堂 ○お申し込み 駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください

○問い合わせ 環境対策課電話63-4442二へ。

●求めています

◇柏市第六剣道スポーツ少年団 会員 金曜日を除く月曜日から土曜日までの午後6時から同7時半まで、柏第六小学校で練習しています。対象は小学一年以上以上の男女。入会金二千円、会費は月二千円。問い合わせは、中野さん電話63-1954九へ。

◇「ジャズ体操教室」会員 毎月第二・第四火曜日午後7時から同8時まで新富近隣センターで活動しています。入会金千円、会費

ゴミを出す前に 正しい分別と減量を

は月千円。心身をリフレッシュしてみませんか。問い合わせは、桜井さん電話44-774五へ。

◇ポイヌスカウト柏第三団カブスカウト新入隊員 明原三丁目に隣接した山林の中に野営場ハウスがあり、主にそこで活動しています。小学二、三年生の男子のかたカブスカウトに入り、健全な身体と精神を培いませんか。問い合わせは、田中さん電話44-137三七か夜間には宮島さん電話43-246六七へ。

◇松葉町芸術フェスティバル 松葉町地域ふるさとづくり協議会の主催で、10月27日(日)午後1時~同4時、松葉一小体育館で行います。吹奏楽やコーラス、舞踊などが予定されています。ご家族おそろいで出かけください。問い合わせは、高田さん電話31-195九八へ。

◇七五三・親子着付け 11月10日(日)午前9時半~午後0時半、光ヶ丘近隣センター二階和室で、七五三の親子の着付けをお手伝い

67人が完歩

夜間ハイイク



ボーイスカウト柏第二団(山口邦男団委員長)で十月十二日から同十三日にかけて

このハイイクは、昭和四十七年から続く伝統行事とか。コースは、例年どおり成田山新勝寺から柏市民文化会館そばのスカウトハウスまで、約四十三キロメートルを夜通して歩きました。

今年も、小学三年生以上の隊員と父母など七十三人が挑戦。六人から十人程度のグループにより、午後九時から十時にかけてスタート。早いグループは、翌日午前五時にゴール。六十七人が完歩しました。

セーターだより

旭町近隣センター

塩分をひかえた料理講習会 ○とき 11月12日(火)午前10時から午後1時まで ○内容 塩分をひかえた和風料理を作ります ○対象 同センター区域内のかた、先着三十五人 ○費用 二百円 ○申し込み 10月31日午前9時から、費用を添えて同センターへ直接

○問い合わせ 内山さん電話64-154六へ。

利用方法

「譲ります」の品物が欲しいかたは、はがきに①欲しい品物(一枚につき一点)②住所③氏名④電話番号を明記し、〒277柏市柏一丁目一ツツアミリかしわ内 柏市消費生活センター「不用品情報コーナー」へ。申し込み多数の場合は抽選で紹介順位を決め、電話で連絡します。締め切りは、毎月末日です。

「譲ってください」に対する品物の提供は、同センターへ電話でご連絡ください。また、このコーナーに掲載希望のかたも、電話でどうぞ。

●消費生活センターのご案内 日曜・祝日と水曜日を除き、午前10時から午後4時まで開いています。土曜日は正午まで。同センターの電話は電話63-158五三です。

●譲ってください

▽プロパン用炊飯器 無料で▽ステンレス流し台・ガス台(幅二百七十センチ) 一万円、▽スチール製大型犬小屋 取りに来てくれるかたに無料で、▽ベビーベッド 三千円、▽美容スチーマー 二千八百円

●譲ってください

▽二段ベッド、▽子供用カーシート、▽電気掃除機、▽カラオケレビ、▽折り畳み式座卓、▽婦人用自転車、▽一輪車(十六センチ) ▽編み物機械 いずれも格安で

●お出かけください

◇手賀沼写真展 手賀沼写真展を10月21日から同25日まで、市役所一階市民ホールで開きます。時刻表

◇大分県人会(柏豊会) 10月26日(土)午後4時から、市内増尾のニッカウスキー柏工場で行います。柏駅東口の丸井前に当日午後3時半までに集合し、マイクロバスで送迎します。会費は五千円。問い合わせは、河津さん電話44-133二八へ。

●参加しませんか

◇柏市民柔道大会 市内在住、在勤、在学のかたを対象に、11月10日(日)午前9時から、柏市民体育館柔道場で行います。トーナメント形式で、参加費は五百円。所定の申込書に必要事項を記入のうえ、11月2日までに、恩田さん(柏五丁目二一六)電話63-139七四か同体育館電話64-195七三へ。

◇サークルソフトボール大会 11月4日(月)、旭東小学校で行います。当日午前9時半に、柏駅西口のヤスタビル前に集合。参加費は百円。お弁当を各自持参して

9月1日~同30日

▽張ヶ谷正弘さん(十歳) 三千円、▽世界救世教柏布教所 二十万円、▽つくしが丘汚水処理管理組合 八十六万一千三百五十円、▽杉浦クニエさん(あけほの三丁目) 三万円、▽三門寿庵さん(十歳) 三万円、▽本田彦三郎さん(高田) 二千六百二十円、▽金子菊次郎さん・みつさん(東台本町) 三万円、▽元田乙松さん(遊井) 五千円、▽寿楽会・千葉健太郎さん(加賀一丁目) 水彩画一点、▽匿名 千五百円

せつけんを使いましょう



《第5回 ふるさと柏写真展から》 作品はカラー

ふるさとを撮る

入選 落 日 (手賀沼) 本田洋子さん(東二丁目)

離乳食教室にご参加を
永楽台地区と田中地区



保健

10月29日(火) 10月30日(水)
永楽台近隣センター 田中近隣センター
時間 午後1時～2時
内容 離乳食の作り方を説明し、試食を行う教室を開きます。ご参加ください。

11月1日、柏保健所で被爆者相談を行います

原子爆弾被爆者相談を、染谷政

お知らせ

市役所の電話番号は………
67-1111です。
記事中で電話番号の表示がない場合は、この番号をダイヤルし、課名または用件をお告げください。

一般ゴミとは分けてお出してください

—使用済み乾電池—

今年7月、国から「使用済み乾電池は一般ゴミと一緒に処理しても差しつかえない」という見解が示されました。しかし、柏市では、市民の皆さんの健康を守り、生活環境のより一層の安全を図るため、今後も引き続き使用済み乾電池の分別を実施していくことにしています。

このため、従来どおり、不燃ゴミ収集日に一般ゴミとは分けて、同乾電池を集積所に出していただきたく、お願いします。

お問い合わせ 第二清掃事務所 ☎31-7900へ

催し

26、27日柏寿荘まつり
ご家族連れに無料バス

老人福祉センター柏寿荘では、恒例の「柏寿荘まつり」を行います。当日は柏駅東口から無料送迎バスも運行しますので、ご家族連れでお出かけください。

10月26日(土)と同27日(日) 〇ところ 柏寿荘(船山高野五三五) 〇催しの内容 陶芸、園芸、茶道、写真の合同発表会、陶器・盆栽などの即売会、一日陶芸教室、近隣農家による野菜の即売会、奇術・踊りなどの演芸 〇無料送迎バス 同日ともに

今月の納税 市県民税 第3期

納期限は10月31日です
忘れずに納めましょう
〇問い合わせ 収納課へ



ひるは

〇第12回柏市住民福祉大会 柏市と柏市社会福祉協議会の主催で、10月25日(金)午後1時半から、柏市民文化会館大ホールで開催。この大会は、市内の社会福祉関係者と一般市民が参加して、当面する地域福祉の問題解決の方策を探り、同活動を展開する

〇第12回柏市住民福祉大会 柏市と柏市社会福祉協議会の主催で、10月25日(金)午後1時半から、柏市民文化会館大ホールで開催。この大会は、市内の社会福祉関係者と一般市民が参加して、当面する地域福祉の問題解決の方策を探り、同活動を展開する

今月の献血

〇とき 10月25日(金)午後1時～同4時
〇ところ 柏市保健センター
10月27日(日)午前10時～同4時
〇対象 16歳から64歳までの市民
〇問い合わせ 健康管理課 ☎64-3333へ

〇問い合わせ 障害福祉課へ
「室生厚星の人と文学」
葉山修平氏の講演会

図書館本館の主催で、「室生厚星の人と文学」と題する講演会を開きます。お気軽にご参加ください。

〇とき 11月10日(日)午後1時半～同3時半 〇ところ 教育福祉会館五階講堂 〇講師 葉山修平氏 〇定員 先着二百人

〇申し込みと問い合わせ 11月1日(金)午前10時から、図書館本館 ☎64-1534六へ電話が直接。

絵画を一般公募します

かしわ市民美術サロン

中央公民館市民ロビー内のかしわ市民美術サロンで、市内在住、在勤のかたを対象に、初めての公募による絵画展を開きます。奮って応募ください。

エチケットの講演会
ろうあ者日曜教室で

聴覚障害者のかたを対象に、二回にわたって、ろうあ者日曜教室を開きます。

〇とき 一回目 10月27日、二回目 11月17日 いずれも午後1時から同4時まで 〇ところ 教育福祉会館二階大会議室 〇内容 社会生活上のエチケットについての講演会 〇対象 市内に住む聴覚障害者のかた先着四十人 〇費用 無料 〇申し込み 10月21日から障害福祉課へ電話が直接

〇とき 一回目 10月27日、二回目 11月17日 いずれも午後1時から同4時まで 〇ところ 教育福祉会館二階大会議室 〇内容 社会生活上のエチケットについての講演会 〇対象 市内に住む聴覚障害者のかた先着四十人 〇費用 無料 〇申し込み 10月21日から障害福祉課へ電話が直接

〇とき 一回目 10月27日、二回目 11月17日 いずれも午後1時から同4時まで 〇ところ 教育福祉会館二階大会議室 〇内容 社会生活上のエチケットについての講演会 〇対象 市内に住む聴覚障害者のかた先着四十人 〇費用 無料 〇申し込み 10月21日から障害福祉課へ電話が直接

〇とき 一回目 10月27日、二回目 11月17日 いずれも午後1時から同4時まで 〇ところ 教育福祉会館二階大会議室 〇内容 社会生活上のエチケットについての講演会 〇対象 市内に住む聴覚障害者のかた先着四十人 〇費用 無料 〇申し込み 10月21日から障害福祉課へ電話が直接

〇とき 一回目 10月27日、二回目 11月17日 いずれも午後1時から同4時まで 〇ところ 教育福祉会館二階大会議室 〇内容 社会生活上のエチケットについての講演会 〇対象 市内に住む聴覚障害者のかた先着四十人 〇費用 無料 〇申し込み 10月21日から障害福祉課へ電話が直接

〇とき 一回目 10月27日、二回目 11月17日 いずれも午後1時から同4時まで 〇ところ 教育福祉会館二階大会議室 〇内容 社会生活上のエチケットについての講演会 〇対象 市内に住む聴覚障害者のかた先着四十人 〇費用 無料 〇申し込み 10月21日から障害福祉課へ電話が直接

〇とき 一回目 10月27日、二回目 11月17日 いずれも午後1時から同4時まで 〇ところ 教育福祉会館二階大会議室 〇内容 社会生活上のエチケットについての講演会 〇対象 市内に住む聴覚障害者のかた先着四十人 〇費用 無料 〇申し込み 10月21日から障害福祉課へ電話が直接

募集

市職員を募集します
応募は11月2日までに

市職員を次のとおり募集します。

〇試験(一次)日時 11月10日午前9時から正午まで 〇試験場 市消防本部 〇申し込み方法 所定の申込書(消防本部で配布)と必要書類を本人が用意して、消防本部総務課へ直接 〇申し込みは、受け付けません 〇申し込み受付期間 日曜日を除く10月28日から11月2日までの午前9時から午後4時半(土曜日は正午まで)

〇試験(二次)日時 11月10日午前9時から午後1時まで 〇試験場 県立東葛飾高等学校 〇申し込み方法 所定の申込書(人事課で配布)・卒業(見込み)校の成績証明書(本人が用意して、人事課へ直接 〇申し込みは、受け付けません 〇申し込み受付期間 日曜日を除く10月21日から11月2日までの午前9時から午後4時半(土曜日は正午まで)

〇試験(一次)日時 11月10日午前9時から正午まで 〇試験場 市消防本部 〇申し込み方法 所定の申込書(消防本部で配布)と必要書類を本人が用意して、消防本部総務課へ直接 〇申し込みは、受け付けません 〇申し込み受付期間 日曜日を除く10月28日から11月2日までの午前9時から午後4時半(土曜日は正午まで)

市職員募集の内容

職 種	採用定数	受 験 資 格	主な職務内容
建築技師	上 級 若干名	建築課程を正規に専攻した大学卒業または卒業見込みで、昭和35年4月2日以後に生まれた者	公共施設の設計や監督、その他建築行政・指導業務
土木技師	上 級 若干名	土木課程を正規に専攻した大学卒業または卒業見込みで、昭和35年4月2日以後に生まれた者	土木・下水道工事の計画や調査、監督等の業務
	初 級 若干名	土木課程を正規に専攻した高校卒業または卒業見込みで、昭和41年4月2日以後に生まれた者	
保健婦	上 級 1名	保健婦の資格を有し(見込みを含む)昭和31年4月2日以後に生まれた者	母子保健、乳幼児・老人健康相談等地域保健業務
福祉指導員	上 5名	社会福祉・(教育)心理学または園芸等を正規に専攻した大学卒業または卒業見込みで、昭和35年4月2日以後に生まれた者	精神薄弱者(児)・肢体不自由児施設での生活指導や園芸指導業務
一般行政(司書)	中 級 若干名	司書の資格を有し(見込みを含む)昭和36年4月2日以後に生まれた者	一般行政事務(主に図書館業務など)
保 母(保父)	中 5名	保母の資格を有し(見込みを含む)昭和36年4月2日以後に生まれた者	保育園、精神薄弱者(児)・肢体不自由児施設での保育業務
消 防	若干名	高校卒業(見込みを含む)以上で昭和35年4月2日以後に生まれた市内在住の男子	消 防 業 務

〇問い合わせ 消防職は消防本部総務課 ☎33-0119、そのほかの職は市役所人事課へ

公園でそれぞれ、バザーを開くため、不用品の寄贈を求めています。ご連絡があれば、引き取りに伺います。問い合わせは、西口共同保育所へ、電話 ☎45-1892、こぼと共同保育所は今井さん ☎64-1581-10へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。

〇11月は雇用保険不正受給啓発月間 雇用保険は正しく申告し、正しく受給しましょう。同保険を不正に受給すると、厳しく処分されます。同保険に関する意見や相談は、10月21日から11月17日まで、市民生活センター ☎67-1111へ。